工 事 成 績 採 点 表
細 目 別 評 定 点 採 点 表
考 査 項 目 別 運 用 表

平成２４年４月

駒ヶ根市

別記様式第１

工 事 成 績 採 点 表

平成　　年　　月　　日 作成

駒ヶ根市役所　●●部　　○○課

工　事　名												契約金額（最終）																		
請 負 者 名												工　期	平成　年　月　日から平成　年　月　日						完成年月日	平成　年　月　日										
		①監督職員										②担当課長等							③中間検査職員							④検査職員（完成）						
		氏名					氏名					氏名							氏名							氏名						
考査項目	細　別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10																									
	Ⅱ．配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10																									
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10													+5.0		+2.5		0	−7.5	−15	+5.0		+2.5		0	−7.5	−15
	Ⅱ．工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10						+2.0		+1.0		0	−7.5	−15													
	Ⅲ．安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10						+3.0		+1.5		0	−7.5	−15													
	Ⅳ．対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5.0																									
３．出来形	Ⅰ．出来形	+4.0	+2.0	0	−2.5	−5.0													+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20
及び	Ⅱ．品　質	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5.0													+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25
出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ																		+5.0		+2.5		0	−5.0		+5.0		+2.5		0	−5.0	
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応　※２											+20.0		～		0															
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫　※３	+7.0	～	0																											
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等											+10	+7.5	+5.0	+2.5	0															
加減点合計　(1+2+3+4+5+6)		±　　点					±　　点					±　　点							±　　点							±　　点						
		±　　点																														
評定点（６５点±加減点合計）　※１		①　　点										②　　点							③　　点							④　　点						
評定点計		点										○中間検査があった場合：（①　　点×0.4＋②　　点×0.2＋③　　点×0.2＋④　　点×0.2）＝　　点																			
		※但し、③中間検査が２回以上の場合は平均値																														
		○中間検査がなかった場合：（①　　点×0.4＋②　　点×0.2＋④　　点×0.4）＝　　点																														
７．法令遵守等　※７																															
評定点合計　※８		点　　○評定合計（　　点）－法令遵守等（　　点）　＝　　点																														
所　見　※５		（監督職員）										（担当課長等）							（中間検査職員）							（検査職員）						

※１　６５点　＋　１．～３．の評定（加減点合計）　＋　４．～６．の評定（加点合計）　＝　評定点
各評定点（①～④）は小数第１位まで記入する。

※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、担当課長等が評価するものとする。

※３　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。評価に際しては、工事毎のバラツキを防ぐため担当課内での合議を原則とする。

※４　４．，５．，６．は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※５　所見は必ず記載する。工事の採点にあたり、良かった点・悪かった点などを記載（なぜこの点数になったかの理由を明確にする）

※６　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査職員の評価に先立ち、監督職員→担当課長等が行う。

※７　法令遵守等の評価は、担当課長等が行う。

※８　評定合計は、四捨五入により整数とする。

別記様式２

細 目 別 評 定 点 採 点 表

工事名：

考査項目	細　別	①監督職員		②担当課長等	③検査職員（中間）	④検査職員（完成）	細目別評定点	得点割合
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	(1.0) ×0.4＋2.9= 3.3点					2.9点 3.3点	3.3%
	Ⅱ．配置技術者	(3.0) ×0.4＋2.9= 4.1点					2.9点 4.1点	4.1%
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	(4.0) ×0.4＋2.9= 4.5点			(5.0) ×0.4＋6.5= 8.5点	(5.0) ×0.4＋6.5= 8.5点	9.4点 13.0点	13.0%
	Ⅱ．工程管理	(4.0) ×0.4＋2.9= 4.5点		(2.0) ×0.2＋3.2= 3.6点			6.1点 8.1点	8.1%
	Ⅲ．安全対策	(5.0) ×0.4＋2.9= 4.9点		(3.0) ×0.2＋3.3= 3.9点			6.2点 8.8点	8.8%
	Ⅳ．対外関係	(2.0) ×0.4＋2.9= 3.7点					2.9点 3.7点	3.7%
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	(4.0) ×0.4＋2.8= 4.4点			(10.0) ×0.4＋6.5= 10.5点	(10.0) ×0.4＋6.5= 10.5点	9.3点 14.9点	14.9%
	Ⅱ．品質	(5.0) ×0.4＋2.9= 4.9点			(15.0) ×0.4＋6.5= 12.5点	(15.0) ×0.4＋6.5= 12.5点	9.4点 17.4点	17.4%
	Ⅲ．出来ばえ				(5.0) ×0.4＋6.5= 8.5点	(5.0) ×0.4＋6.5= 8.5点	6.5点 8.5点	8.5%
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応			(20.0) ×0.2＋3.3= 7.3点			3.3点 7.3点	7.3%
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	(7.0) ×0.4＋2.9= 5.7点					2.9点 5.7点	5.7%
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等			(10.0) ×0.2＋3.2= 5.2点			3.2点 5.2点	5.2%
７．法令遵守等				(0.0) ×1.0= 0.0点				0.0%
						評定合計	65.0 100.0	

※　中間検査があった場合　(①＋②＋③×0.5＋④×0.5)　＝　細目別評価点（中間が２回以上の場合は③を平均する）
　　中間検査がなかった場合　(①＋②＋④)　＝　細目別評価点
※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 不履行の場合は、契約金額で減額されている。
不履行と判断される場合は、法令遵守等の項目で減点する。

別紙－１①　**（監督職員）**

考査項目別運用表

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１．施工体制</td><td>Ⅰ．施工体制一般</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の事項に該当しない</td><td>□ やや不備である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□　□ 施工計画書を、工事着手前に提出している。
□　□ 作業分担の範囲を、下請け業者を含め、施工計画書に明確に記載している。
□　□ 品質管理、安全管理等の管理体制が施工計画書に記載され、現場の体制と一致している。
□　□ 元請けとして自主的に関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
□　□ 建設業退職金共済制度（建退共）の証紙の購入が適切に行われ、現場事務所、工事現場の出入り口等見やすい場所に標識が掲示されている。又、建退共の対象としない旨書面の提出が確認できる。
□　□ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□　□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□　□ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□　□ 労災保険関係成立票、建設業許可標識が現場（公衆）の見やすい場所に掲示してある。
□　□ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□　□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・b
評価値が80%未満・・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ．配置技術者
（現場代理人等）</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 適切である　□ ほぼ適切である　□ 他の事項に該当しない　□ やや不備である　□ 不適切である

「評価対象項目」
【全体を評価する項目】
□　□ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□　□ 現場代理人が、工事全体を把握している。
□　□ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□　□ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□　□ 書類及び資料が適切に整理されている。
□　□ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、良好な施工に努めている。
□　□ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□　□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□　□ 監理（主任）技術者が契約書、設計図書等を理解し、技術的な判断を行っている。
□　□ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
□　□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・a
評価値が80%以上90%未満・b
評価値が80%未満・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１②　**（監督職員）**

考査項目別運用表

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工管理</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の事項に該当しない</td><td>□ やや不備である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□　□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□　□ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□　□ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
□　□ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□　□ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□　□ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□　□ 工事に使用する材料の品質を証明する資料を整備している。
□　□ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。
□　□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□　□ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□　□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・a
評価値が80%以上90%未満・b
評価値が80%未満・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の事項に該当しない</td><td>□ やや不備である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□　□ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□　□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□　□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□　□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切である。
□　□ 適切な工程管理をおこない、計画通り施工している。
□　□ 休日の確保を行っている。
□　□ 請負者の責による夜間や休日の作業がない。
□　□ 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
□　□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・a
評価値が80%以上90%未満・b
評価値が80%未満・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１③　**（監督職員）**

考査項目別運用表

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td>Ⅲ．安全対策</td><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の事項に該当しない</td><td>□ やや不備である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□　□ 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、１回／月以上活動し、記録が整備されている。
□　□ 安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録を整備されている。
□　□　安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□　□ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□　□ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□　□ 過積載防止に取り組んでいる。
□　□ 保安施設の設置及び管理が適切に行われ、良く整備されている。
□　□ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□　□ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□　□ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□　□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・a
評価値が80%以上90%未満・b
評価値が80%未満・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>Ⅳ．対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の事項に該当しない</td><td>□ やや不備である</td><td>□ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□　□ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□　□ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□　□　第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□　□ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□　□ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□　□ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
□　□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・a
評価値が80%以上90%未満・b
評価値が80%未満・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１④　（監督職員）

考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形【土木工事】	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、書類の整理が良く出来型管理の結果が明確になっている。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足している。	□ 左記以外または出来型管理の該当しない工事	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする				
		a	b	c	d	e
	Ⅰ．出来形【建築工事】※上記欄によらず当該欄で評価	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		「評価対象項目」 □ □ 承諾図、材料等が、設計図書を満足している。 □ □ 施工図等が、設計図書を満足している。 □ □ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □ □ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □ □ 出来形の管理方法を工夫している。 □ □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・a 評価値が80％以上90％未満・b 評価値が80％未満・・・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				
	Ⅰ．出来形【解体工事】※上記欄によらず当該欄で評価	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ 処分量や残存物の確認等が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		「評価対象項目」 □ □ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 □ □ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 □ □ 解体物の材種毎に処理方法が確認できる。 □ □ 不可視部分における工作物の撤去状況及び残存工作物の状況を写真撮影している。 □ □ 解体物の材種毎に排出量、再資源化量、その他処分量が的確に確認できる。 □ □ 混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取組んでいる。 □ □ マニフェスト等の整備が適時、的確になされている。 □ □ 現場から搬出する解体物を搬出時に計量している。 □ □ 埋め戻しが適切に行われている。 □ □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・a 評価値が80％以上90％未満・b 評価値が80％未満・・・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

別紙－1⑤　**（監督職員）**

考査項目別運用表

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質
【土木工事】</td><td>□ 必要な品質測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、また、試験成績表等により管理すべき項目についても確認がなされており、書類の整理が良く品質管理の結果が明確になっている。</td><td>□ 必要な品質測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、また、試験成績表等により管理すべき項目についても確認がなされている。</td><td>□ 左記以外または品質管理の該当しない工事</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。
④品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ．品質
【建築工事】
※上記欄によらず当該欄で評価</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>□ 適切である</td><td>□ ほぼ適切である</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ □ 品質確認記録の内容が、適切である。
□ □ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
□ □ 品質の確認結果がわかりやすく工夫し整理していることが確認できる。
□ □ 躯体工事における施工の品質が、良好である。塗装・屋根工事のみの場合は、下地処理等が良好である。
□ □ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。塗装・屋根工事等のみの場合は、仕上がり等が良好である。
□ □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
□ □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・a
評価値が80%以上90%未満・b
評価値が80%未満・・・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙ー１⑤1　（**監督職員**）

考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3.　出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 【建築工事（電気設備・受変電設備）】 ※上記欄によらず当該欄で評価	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		「評価対象項目」 □ □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ □ 品質確認記録の内容が、適切である。 □ □ 品質の確認結果がわかりやすく工夫し整理していることが確認できる。 □ □ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □ □ 機材及び施工の品質が、良好である。 □ □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・a 評価値が80％以上90％未満・b 評価値が80％未満・・・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（　　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				
		a	b	c	d	e
	Ⅱ．品質 【建築工事（暖冷房衛生設備・機械設備）】 ※上記欄によらず当該欄で評価	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		「評価対象項目」 □ □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ □ 品質確認記録の内容が、適切である。 □ □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ □ 品質の確認結果がわかりやすく工夫し整理していることが確認できる。 □ □ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □ □ 機材及び施工の品質が、良好である。 □ □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・a 評価値が80％以上90％未満・b 評価値が80％未満・・・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（　　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

別紙－1⑤2　（監督職員）

考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 【解体工事】 ※上記欄によらず、当該欄で評価	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ 処分量や残存物の確認等が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		「評価対象項目」 □ □ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 □ □ 付着物の除去を積極的に行っている。 □ □ 解体資材の再資源化、又は、リユースや有価物化に積極的に取組んでいる。 □ □ 中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。 □ □ 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。 □ □ 工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。 □ □ 事前に解体物の材料についてアスベスト等の含有の有無の確認を行っている。 □ □ アスベスト含有建材の撤去にあたり必要な安全措置等を行っている。 □ □ 騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる。 □ □ 特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われている。 □ □ 埋め戻し材の品質が適切である。 □ □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ ●判断基準 評価値が90％以上・・・・a 評価値が80％以上90％未満・b 評価値が80％未満・・・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				□ 特定建設資材の再資源化等が不備である。

別紙－１⑥　**（監督職員）**

考査項目別運用表

考査項目	細　別	工　夫　事　項	
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫 【土木工事】	【施工】 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 【新技術活用】 □ ＮＥＴＩＳ登録技術のうち試行技術を活用している。※本項目は2点とする。 【品質】 □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。※本項目は2点の加点とする。 □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場 □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。	【その他】 □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
	記述評価 【✔マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点＿＿＿＿点	創意工夫の詳細評価

【注意】

共通仕様書に基づく受注者からの「創意工夫に関する実施状況」の資料提出があった場合に評価する。

・評価は各項目において１つレ点が付されれば１点（NETIS、安全教育は２点）を基本とする。**最大７点の加点評価**とする。
　なお、担当課長等が評価する「工事特性」の「その他」に追加することはせず、「工事特性」と二重評価は行わないよう留意すること。
企業の工夫やノウハウにより特筆すべき**便益**があれば加点する。
・サービス工事は工夫ではないので注意。
・通常に対して今回の創意工夫で何が良くなったかが明確になっていないといけない。（品質向上、工期短縮、地元の関係構築、規制時間や区間の短縮など、ただ単に「○○しました」では評価しない。
（些細な工夫であっても役に立つ工夫であれば評価する。）
※書類の簡素化のため必要以上の書類作成や測定などを理由に加点評価しない。

別紙－１⑥１　**（監督職員）**

考査項目別運用表

考査項目	細　別	工　夫　事　項	
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫 【建築工事】	【準備後片付け関係】 □ 測量・位置出しにおける工夫 □ 現地調査方法の工夫 【施工関係】 □ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 □ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み。 □ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □ 照明・視界確保等の工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 運搬車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 施工管理及び品質向上等の工夫 □ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 【品質関係】 □ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 【安全衛生関係】 □ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 □ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 □ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 □ 作業時における作業環境改善等の工夫 □ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 【施工管理関係】 □ 出来形の管理等に関する工夫 □ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 □ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □ ＣＡＤ、施工管理ソフト等の活用 □ ＣＡＬＳを活用した施工管理の工夫 【新技術活用】 □ ＮＥＴＩＳ登録技術のうち試行技術を活用している。※本項目は2点とする。 □ 環境保全に関する工夫。	【その他】 □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
	記述評価 【✔マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点＿＿＿＿点	創意工夫の詳細評価

【注意】

共通仕様書に基づく受注者からの「創意工夫に関する実施状況」の資料提出があった場合に評価する。

・評価は各項目において１つ以上点が付されれば１点（NETIS、安全教育は２点）を基本とする。**最大７点の加点評価**とする。
　なお、担当課長等が評価する「工事特性」の「その他」に追加することはせず、「工事特性」と二重評価は行わないよう留意すること。
企業の工夫やノウハウにより特筆すべき**便益**があれば加点する。
・サービス工事は工夫ではないので注意。
・通常に対して今回の創意工夫で何が良くなったかが明確になっていないといけない。（品質向上、工期短縮、地元の関係構築、規制時間や区間の短縮など、ただ単に「○○しました」では評価しない。
（些細な工夫であっても役に立つ工夫であれば評価する。）
※書類の簡素化のため必要以上の書類作成や測定などを理由に加点評価しない。

別紙－２①　**（担当課長等）**

考査項目別運用表

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td>Ⅱ．工程管理</td><td>□ 優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 地元（入居官署等を含む）及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□ 工程管理を適切に行なったことにより、工期内に余裕をもって工事を完成させた。
□ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、工事を完成させた。
□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準　上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td>Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="5">□ 優れている　□ やや優れている　□ 他の評価に該当しない　□ やや劣っている　□ 劣っている
●評価対象項目
□ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準　上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
</table>

別紙－２②　（担当課長等）

考 査 項 目 別 運 用 表（留意事項）

考査項目	細　別	チェック項目	チェック項目の統一解釈など
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応 【土木工事】	**Ⅰ都市部等の作業環境、社会条件等への対応（１項目　６点）** □　1.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □　2.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □　3.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □　4.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □　5.施工箇所が広範囲にわたる工事 □　6.その他	※　発注者が以下の例示に従い客観的に判断する。受注者からの（説明資料）の提出は不要。 ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁・アンダーパスなどの工事。 ・市街地等の家屋密集地での近接工事。 ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 ・市街地での夜間工事など。 ・供用中の幹線道路、２車線道路などで片側交互通行の交通規制をした工事。（通行止めによる施工は除く） ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 ・作業現場が広範囲に分布している工事。 ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅱ厳しい自然・地盤条件への対応（１項目　４点） □　7.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □　8.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □　9.その他	※　発注者が以下の例示に従い客観的に判断する。受注者からの（説明資料）の提出は不要。 ・急峻な地形のため、施工ヤードが制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅲ長期工事における安全確保への対応（１項目　６点） □　１０．１２ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。	工事特性は、１項目４点又は６点とし、最大２０点の加点とする。 評価にあたっては監督職員の意見も参考に評価する。 監督職員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない。
		評点＿＿＿点	
	Ⅰ．施工条件等への対応 【建築工事】	Ⅰ建物規模への対応（１項目　４点） □　１．延べ面積10,000㎡以上の建物 □　２．地上9階以上又は建築高さ31m以上の建物 □　３．大空間のホール等を有する建物	
		Ⅱ建物固有の機能の難しさへの対応（１項目　４点） □　１．対象建物の耐震レベル □　２．建物機能の特殊性	［評価技術事例］　・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事　・電気又は冷暖房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事　・研究施設、美術館等、特殊機能・設備を有する建物
		Ⅲ建築物固有の施工技術の難しさへの対応（１項目　４点） □　１．建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合　【総合評価における技術提案は除く】 □　２．設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 □　３．制約条件等があり、施工難度が特に高い場合	［評価技術事例］　・ﾊﾟｲﾛｯﾄ工事。又は特異な試験ﾌｨｰﾙﾄﾞ工事で特許工法等の技術的に検討必要な工事　・特殊な工法及び材料等を採用した工事　・特殊な設備ｼｽﾃﾑを採用した工事　・免震装置を設ける工事　・大規模な山留め工法が必要な工事　・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事　・仮設備等をの設け、システムを停止することなく配管　・配線等の大規模な盛変え等を必要とする改修工事
		Ⅳ厳しい周辺環境、社会条件との対応（１項目　６点） □　１．地中埋設物等の作業障害 □　２．工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □　３．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □　４．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	※　発注者が以下の例示に従い客観的に判断する。受注者からの（説明資料）の提出は不要。 ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事
		Ⅴ厳しい自然・地盤条件への対応（１項目　４点） □　１．湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □　２．軟弱地盤、支持地盤の影響 □　３．雨・雪・風・気温等の影響 □　４．その他（理由：	※　発注者が以下の例示に従い客観的に判断する。受注者からの（説明資料）の提出は不要。 ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		Ⅵ施工現場での対応（１項目　６点） □　１．工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 □　２．工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 □　３．休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 □　４．施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 □　５．特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 □　６．外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 □　７．特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □　８．施工ｽﾍﾟｰｽが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □　９．同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □　１０．その他（理由：	※　発注者が以下の例示に従い客観的に判断する。受注者からの（説明資料）の提出は不要。
		Ⅶ長期工事における安全確保への対応（１項目　６点） □　１０．１２ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。	工事特性は、１項目４点又は６点とし、最大２０点の加点とする。 評価にあたっては監督職員の意見も参考に評価する。 監督職員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない。
		評点＿＿＿点	

別紙－２③　**（担当課長等）**

考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	□ 優れている	□ ｂより優れている	□ やや優れている	□ Ｃより優れている	□ 他の評価に該当しない

●評価対象項目
□ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
□ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
□ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
□ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

判断基準
※上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。

別紙－２④　**（担当課長等）**

考査項目別運用表

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表

7．法令遵守等

措置内容		措置点数
□	1．指名停止３ヶ月以上	－２０点
□	2．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
□	3．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
□	4．指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
□	5．文書注意相当	－８点
□	6．口頭注意相当	－５点
□	7．工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－３点
□	8．その他	
□	9.項目該当なし	

1.法令遵守等の文書注意に該当するのは、駒ヶ根市指名業者選定委員会において、決定し市長までの決裁を得たもので駒ヶ根市長名で発した文書を原則とする。「改善指示」、「改造請求」は該当しないものとする。

2.法令遵守等の口頭注意に該当するのは、駒ヶ根市指名業者選定委員会において、決定し市長まで決済を得たもので駒ヶ根市長が口頭注意を行ったものを原則とする。

3.不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。

4.当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微であったが、工事関係者事故又は公衆災害が発生した場合。受注者が認識していることを原則とする。

5.現場代理人・主任（監理）技術者の配置状況について、工事施工期間中に監督職員から指導をうけ改善がとられたものについては、８．その他欄にて下記により対応する。
　１回目は口頭による指導を行う。その後改善が図られた場合はマイナス評価しない。
　２回目以降の指導を行う場合は、監督職員が記録に残る指導を行う。その後改善された場合。　**－５点**
　３回目以降、監督職員が記録に残る再三再四の指導を行い、ようやく改善された場合。　**－８点**
　※指導から改善までの猶予は１週間とする。１週間以内に改善されない場合は次のステップに移ること。

6.その他、減点に値する行為等があった場合に減点する。（今までの減点事例を参考にすること。又は今後の指標にすること。）

※ 本考査項目（法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が法令違反等を行い上表の措置があった場合に適用する。

「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

別紙－３①　**（検査職員）**

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
		「評価対象項目」 □ □ 契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ □ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 □ □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ □ 元請けとして自主的に関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 □ □ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－３② **（検査職員）**

考査項目別運用表

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅰ．出来形
【土木工事】</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評定対象項目」の３項目が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評定対象項目」の２項目が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評定対象項目」の１項目が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b’に該当しない。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="7">「評価対象項目」
□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを整備している。
□ 写真管理基準等に基づく撮影項目が施工計画書に記載され撮影記録が整備されている。
□ 出来形管理項目や設計図書で定められていない工種について、監督職員と協議の上、適切に管理している。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 社内の管理基準が施工計画書に記載され、管理していることが確認できる。
□ その他（理由：　　）

①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅰ．出来形
【建築工事】
※上記欄によらず当該欄で評価</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>□ 優れている</td><td>□ ｂより優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ ｃより優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □ 承諾図、材料等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 施工図等が、設計図書を満足している。
□ □ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
□ □ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
□ □ 出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。
□ □ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
□ □ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
□ □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値が90%以上　　・・・・a
評価値が80%以上90%未満 ・・a’
評価値が７０%以上80%未満・・b
評価値が60%以上７0%未満・・b’
評価値が60%未満　　・・・・・c</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

※上記項目に該当がある</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

※上記項目に該当がある</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅰ．出来形
【解体工事】
※上記欄によらず当該欄で評価</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>□ 優れている</td><td>□ ｂより優れている</td><td>□ やや優れている</td><td>□ ｃより優れている</td><td>□ 他の評価に該当しない</td><td>□ やや劣っている</td><td>□ 劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。
□ □ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。
□ □ 解体物の材種毎に処理方法が確認できる。
□ □ 不可視部分における工作物の撤去状況及び残存工作物の状況を写真撮影している。
□ □ 解体物の材種毎に排出量、再資源化量、その他処分量が的確に確認できる。
□ □ 混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取組んでいる。
□ □ 現場から搬出する解体物を搬出時に計量し、記録が整備されている。
□ □ 埋め戻しが適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。
□ その他（理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
　また、必要があれば「その他」の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値が90%以上　　・・・・a
評価値が80%以上90%未満 ・・a’
評価値が７０%以上80%未満・・b
評価値が60%以上７0%未満・・b’
評価値が60%未満　　・・・・・c</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行い改善された。

※上記項目に該当がある</td><td>□ 文書による修補指示を行った。

□ マニフェスト等に不備があった。

※上記項目に該当がある</td></tr>
</table>

別紙－３③　**（検査職員）**　□

考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．【土木工事】	**評価は下記土木工事の工種のうち最大３工種（金額上位とするが比率３０％以下のものは対象としない）とする。**					品質関係の測定方法又は □ 測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は □ 測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

最大３工種にて評価（**選択した工種を下記に必ず入力。以降の該当する工種に評価内容を入力。**）

○ 工種名

評価項目のうちチェックをした数　－
評価の対象項目とした数　－
比率　0%

●該当しない工種は評価しないこと。該当する工種のチェックボックスを必ず選択すること。

主たる１工種だけで評価（**選択した工種を下記に必ず入力。以降の該当する工種に評価内容を入力。**）

○ 工種名

評価項目のうちチェックをした数　－
評価の対象項目とした数　－
比率　0%

エラー：工種選択なし。
要確認！！

●該当しない工種は評価しないこと。該当する工種のチェックボックスを必ず選択すること。

①評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値（評価値）で評価する。
②評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
③評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
※該当項目が90%以上・・・・・・・・・・ａ
※該当項目が80%以上90%未満・・・・・ａ'
※該当項目が70%以上80%未満・・・・・ｂ
※該当項目が60%以上70%未満・・・・・ｂ'
※該当項目が60%未満・・・・・・・・・・ｃ

○ **コンクリート構造物**

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 有害なクラックが無い。

○ **土工**

□ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□ □ 置換えのための掘削を行うにあたり､掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□ □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ □ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□ □ 法面に有害な亀裂が無い。

○ **舗装**

□ □ 設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□ □ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□ □ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□ □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□ □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
□ □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果により確認できる。
□ □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□ □ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□ □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
□ □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

別紙－３③１　**（検査職員）**

考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質【土木工事】	○ **法面工** **【共通】** □ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） □ □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 □ □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 □ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 **【種子吹付工・客土吹付工・植生基材吹付工関係】** □ □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 □ □ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 □ □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 □ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 **【コンクリート又はモルタル吹付工関係】** □ □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。 □ □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 □ □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 □ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ □ 吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。 □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 □ □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 **【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】** □ □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 □ □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 □ □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 □ □ 層間にはく離が無いことが確認できる。 □ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ○ **植栽工** □ □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 □ □ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 □ □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。 □ □ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 □ □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 □ □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 □ □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ○ **防護柵・区画線工** □ □ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 □ □ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 □ □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 □ □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 □ □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 □ □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。 □ □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 □ □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 □ □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 □ □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ○ **二次製品設置工** □ □ 施工基面が平滑に仕上げられている。 □ □ 根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 □ □ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 □ □ 継目処理が適切に施工されている。 □ □ 製品に破損がなく適切に施工されている。 □ □ 構造物周辺の埋戻し、締め固め等の処理を適切に行っている。						

別紙－３③２ **（検査職員）**

考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 【解体工事】	□ □ 施工計画書に定められた計画により管理されたことが確認できる。 □ □ 付着物の除去を積極的に行っている。 □ □ 解体資材の再資源化、又は、リユースや有価物化に積極的に取組んでいる。 □ □ 中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。 □ □ 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。 □ □ 工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。 □ □ 事前に解体物の材料についてアスベスト等の含有の有無の確認を行った記録が整備されている。 □ □ アスベスト含有建材の撤去にあたり必要な安全措置等が行われたことが確認できる記録が整備されている。 □ □ 騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。 □ □ 特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われていたことが確認できる。 □ □ 埋め戻し材の品質が確認できる帳票が整備されている。 □ □ 現場の目視可能な範囲に破片等が見受けられない。 □ □ 分別等が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □ □ 分別等が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □ □ 特定建設資材の再資源化が不備である。						
	Ⅱ. 品質 【下水道工事】 （開削・推進・シールド工）	□ □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 □ □ 材料の品質規格証明書が整備され、仕様や形状等の確認を行っていることが確認できる。 □ □ 管渠工において、目立った蛇行やたるみがない。 □ □ 管渠工において、漏水の原因となるクラックや構造的に有害となるクラックがない。 □ □ 管渠において、管渠継手部及び管渠とマンホールの接合部の処理や仕上げが水密性を確保していることが確認できる。 □ □ 推進・シールド工において、滑材・裏込材の注入が十分に充填されていることが確認できる。 □ □ 推進・シールド工において、推進力、推進速度、排土量等の推進管理を実施していることが確認できる。 □ □ マンホールにおいて、漏水の原因となるクラックや構造的に有害となるクラックがない。 □ □ マンホールの連結部には、止水シール・止水ゴム等が適切に設置され、水密性を確保していることが確認できる。 □ □ マンホールのインバートおいて、表面仕上げが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 施工に当たって、掘削（掘進）、土留、地下水排除処理等による周辺地盤等への影響調査を実施し施工していることが確認できるい。 □ □ 埋戻工において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 舗装工において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
	品質 Ⅱ. 【管路工事】 （水道工事）	□ □ 管材料は、日本工業規格・日本水道協会規格等の品質規格証明書が整備されている。 □ □ 接合面が適切な処理を行っていることが確認できる。 □ □ 接合器材の管理・取扱が適切に行っていることが確認できる。 □ □ 接合結果が記録され、確認できる。 □ □ 管布設状況の記録がなされ、整理されている。 □ □ 施工基面が平滑に仕上げられている。 □ □ 施工条件に適した方法で作業がおこなわれている。 □ □ 付属構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 □ □ 埋戻しにおいて、締め固めが適切な方法で施工されており、工事終了後の沈下がみられない。 □ □ 舗装復旧において、その施工が仕様書の規定に従って実施されており、既設舗装との段差がなく、仕上がり状態が良い。						
	Ⅱ. 品質 【建築工事】	□ □ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ □ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ □ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ □ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □ □ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □ □ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □ □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。						

別紙－３③３　**（検査職員）**

考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 【建築工事】 （電気設備・受変電設備）	□ □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ □ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ □ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ □ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることがことが確認できる。 □ □ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。 □ □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ □ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。						
	Ⅱ. 品質 【建築工事】 （暖冷房衛生設備・機械設備）	□ □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ □ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ □ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 □ □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ □ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。						
	Ⅱ. 品質 **上記工種以外の工事**	**該当工種がない場合は、以降の項目表（別紙－３③４、５）より選定し評価する** 「評価対象項目」 □ □ 理由：（　　） □ □ 理由：（　　） □ □ 理由：（　　） □ □ 理由：（　　） □ □ 理由：（　　） □ □ 理由：（　　） □ □ 理由：（　　）						

別紙－３③４　**（検査職員）**

該当工種のない工事の項目表（その１）

護岸・根固・水制工事

① 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
② 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
③ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
④ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑤ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
⑥ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑦ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑧ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑨ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
⑩ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
⑪ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
⑫ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
⑬ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑭ 有害なクラックが無い。

鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）

① 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
② 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
③ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
④ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
⑤ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
⑥ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
⑦ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
⑧ 素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
⑨ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
⑩ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
⑪ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
⑫ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
⑬ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
⑭ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
⑮ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
⑯ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
⑰ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
⑱ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
⑲ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。

砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）

【共通】
① コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
② コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
③ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
④ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
⑤ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。
⑥ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
⑦ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
⑧ 有害なクラックが無い
【砂防構造物工事に適用】
⑨ コンクリート打設まできさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
⑩ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑪ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
⑫ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑬ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
⑭ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
【地滑り対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）
⑮ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑯ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
⑰ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
⑱ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。

基礎工事及び地盤改良工事

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒・場所打ち・深礎等）
① 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
② 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
③ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
④ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
⑤ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑥ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
⑦ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２m以上挿入して施工していることが確認できる。
⑧ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足している
⑨ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑩ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
⑪ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
⑫ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
【地盤改良関係】
⑬ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑭ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
⑮ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
⑯ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。

コンクリート橋上部工事（ＰＣ及びＲＣを対象）

① コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
② コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
③ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
④ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
⑤ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
⑥ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
⑦ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑧ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
⑨ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
⑩ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑪ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑫ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
⑬ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑭ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
⑮ ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑯ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑰ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
⑱ 有害なクラックが無い。

塗装工事

① 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
② ケレンを入念に実施していることが確認できる。
③ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
④ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
⑤ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
⑥ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
⑦ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
⑧ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
⑨ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。

電線共同溝工事

① 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
② 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
③ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
④ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
⑤ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
⑥ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑦ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
⑧ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑨ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。

維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）

① 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
② 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
③ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
④ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。

修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）

① 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
② 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
③ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
④ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。

別紙－３③５　**（検査職員）**

該当工種のない工事の項目表（その２）

機械設備工事
① 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
② 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
③ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
④ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
⑤ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
⑥ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
⑦ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
⑧ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
⑨ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
⑩ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
⑪ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
⑫ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
⑬ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
⑭ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
⑮ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
⑯ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
⑰ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
⑱ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
⑲ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。

電気設備工事
① 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
② 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
③ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
④ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
⑤ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
⑥ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑦ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
⑧ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑨ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
⑩ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
⑪ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
⑫ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。

通信設備工事・受変電設備工事
① 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
② 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
③ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
④ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑤ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
⑥ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
⑦ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
⑧ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
⑨ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
⑩ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
⑪ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
⑫ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。

予防柵（雪崩防止柵等）
① 資材（鋼材）の員数照合がﾐﾙｼｰﾄ等（現物照合を含む）で確認されている。
② 塗装試験で各部材の塗膜厚が目標値以上であることが確認できる。
③ 製品に破損がなく、資材の組み立てにきめ細やかな施工がうかがえる。

区画整理工事
① 地区内の地表水及び地下水を排除し、ドライな状態で施工している。
② 石礫、根株等の除去が適切に実施されている。
③ 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により適切に施工されている。
④ 基盤整地仕上げ完了後に監督員等の段階確認試験を受けていることが確認できる
⑤ 道路・水路・畦畔等の締め固めが適切に施工されている。
⑥ 構造物周辺の埋戻し、締固めが適切に施工されている。
⑦ 道路・用排水路の縦断勾配、高さ等は、ほ場面標高等を考慮し適切に施工されている。
⑧ 盛土高さが大きい箇所、または水路埋立て箇所等沈下が予想される箇所については、入念に施工されている。
⑨ 土の変化率が加味された表土厚さが確保されている。
⑩ 敷砂利の厚さが確保されている。
⑪ 法面のとおりがよい。

暗渠排水工事・湧水処理工事
① 溝底部が凹凸蛇行のないよう施工されている。
② 管路の接続が適正に施工されている。
③ 軟弱地盤等で暗渠排水工の効果が阻害される恐れがある箇所については、阻害防止の工夫がされている。
④ 掘削ならびに配管順序が適正であることが確認できる。
⑤ 吸水渠、集水渠等の埋設深管理が適切に施工されている。
⑥ 被覆材が管路を中心に適切に施工されている。
⑦ 水こう及び集水渠部等の埋戻しが入念に施工されている。
⑧ 埋め戻しにあたり基盤・表土面に不陸が生じていないことが確認できる。

客土工事
① 土取り場において、木根・石塊・草木片等を土取り場場内で除去し客土に混入させていない。
② 土取り場において、土質の確認を行っている。
③ 過積載を行っていない。
④ ダンプトラックの安全管理を日々行っている。
⑤ ほ場内作業で、大きな土塊を砕いている。
⑥ ほ場内小運搬は、効率的に客入土を分散し施工されている。
⑦ 客土の敷均し等において、地表水などを適切に処理しドライな状態で施工している。
⑧ 土の変化率を加味した搬入管理が記録等で確認できる。

畑地かんがい工事
① 施工基面が平滑に仕上げられている。
② 基礎材料の試験が事前に行われ、施工後の密度試験により適正な締固め度であることが確認できる。
③ 管の下端、側部の締固めが均等に実施されている。
④ 管材料は品質規格証明書が整備されている。
⑤ 接合作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
⑥ 接合面が適切な処理を行っていることが確認できる。
⑦ 接合器材の管理・取扱いが適切に行っていることが確認できる。
⑧ 接合結果が記録され確認できる。
⑨ 管布設状況の記録がなされ整理されている。
⑩ 付帯構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。
⑪ 通水試験、気密試験等が立会いのもとで実施され記録が整理されている

水管橋工事
① 埋戻しなどの土工事において、仕様書等で示す条件により締固めが行われている。
② 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。
③ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。
④ 管の継ぎ目処理が適切に施工されている。
⑤ 材料の品質及び形状が設計図書等との整合性等が確認でき、証明書等が整備されている。
⑥ ボルト等の締め付けが適切におこなわれている。
⑦ 溶接部についてX線試験等により、適正な施工が確認できる。
⑧ メッキ、塗装の仕様が設計図書の通りであることが確認できる。

ため池工事
① 基礎処理の施工が仕様書の規定に従い適切に施工されている。
② 湧水が適切に処理されている。
③ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施されている。
④ 気象条件及び周辺との環境を考慮した施工が確認できる。
⑤ 刃金土のまき出し、転圧時における含水比管理が適正に行われている。
⑥ 施工基面及びのり面が平滑に仕上げられている。
⑦ 盛土材の材料試験が事前に行われ、施工後の密度及び透水試験により適正な管理が行われている。
⑧ 取水施設や洪水吐など重要なコンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。

山腹緑化工事
① のり頭の処理及び山腹工内の勾配管理が適切に行われている。
② 丸太積土留工、柵工、筋工等の木製構造物は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。
③ 水路工、暗きょ工等は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。
④ 伏工は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。
⑤ 植栽木又は種子等は規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。
⑥ 緑化吹付工(植生基材吹付工、客土吹付工、種子吹付工）は、法面工事の考査項目に準じて施工されている。

鋼製枠工等の鋼構造物
① 資材の品質が、証明書類(ミルシート等)で確認できる。
② 資材の保管が適切で製品に破損がなく、資材の組立が仕様どおり確実に行われている。
③ 部材の表面に傷、錆がない。発生した場合は、錆の除去及び上塗り塗装等の仕上げが丁寧にされている。
④ 中詰材は、天端、端部まで空隙がなく十分に詰められている。
⑤ ボルトの施工及びボルトの締め付けが適正に行われている。
⑥ 資材組立後の組立確認及びボルトの締め付けが、チェック表等により記録管理されている。

別紙－３④　**（検査職員）**

考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□　劣っている。

評価は下記土木工事の工種のうち最大３工種（金額上位とするが比率３０％以下のものは対象としない）とする。
品質の工種と合わせること。

最大３工種にて評価（**選択した工種を下記に必ず入力。以降の該当する工種に評価内容を入力。**）

○ 工種名

評価項目のうちチェックをした数　－
評価の対象項目とした数　－
比率　0%

●該当しない工種は評価しないこと。該当する工種のチェックボックスを必ず選択すること。

①評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
②評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
③評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値が90%以上・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が60%以上80%未満・・・・・c
評価値が60%未満・・・・・d

主たる１工種だけで評価（**選択した工種を下記に必ず入力。以降の該当する工種に評価内容を入力。**）

○ 工種名

エラー：工種選択なし。
　　要確認！！

●判断基準（評価対象が４項目の場合）
該当３項目以上・・・・a
該当２項目・・・・・・b
該当１項目・・・・・・c
該当項目なし・・・・・d

●判断基準（評価対象が５項目の場合）
該当４項目以上・・・・a
該当３項目・・・・・・b
該当２項目・・・・・・c
該当１項目以下・・・・d

●判断基準（評価対象が６項目の場合）
該当５項目以上・・・・a
該当４項目・・・・・・b
該当３項目・・・・・・c
該当２項目以下・・・・d

Ⅲ. 出来ばえ
【土木工事】

○ コンクリート構造物
□ □ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ □ コンクリート構造物の通りが良い。
□ □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ □ クラックが無い。

○ 土工事
□ □ 仕上げが良い。（盛土工）
□ □ 通りが良い。（盛土工）
□ □ 天端及び端部の仕上げが良い。（盛土工）
□ □ 構造物へのすりつけなどが良い。（盛土工）
□ □ 規定された勾配が確保されている。（切土工）
□ □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。（切土工）
□ □ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。（切土工）
□ □ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。（切土工）
□ □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。（切土工）

○ 舗装工事
□ □ 舗装の平坦性が良い。
□ □ 構造物の通りが良い。
□ □ 端部処理が良い。
□ □ 構造物へのすりつけ等が良い。
□ □ 雨水処理が良い。

○ 防護柵・区画線工事
□ □ 通りが良い。（防護柵）
□ □ 端部処理が良い。（防護柵）
□ □ 部材表面に傷及び錆が無い。（防護柵）
□ □ 既設構造物等とのすりつけが良い。（防護柵）
□ □ きめ細やかに施工されている。（防護柵）
□ □ 塗料の塗布が均一である。（区画線）
□ □ 視認性が良い。（区画線）
□ □ 接着状態が良い。（区画線）
□ □ 施工前の清掃が入念に実施されている。（区画線）

○ コンクリート２次製品工事（Ｌ型、Ｂｏｘ、U字溝、縁石ブロック、ＢＦ等）
□ □ 通りが良い。
□ □ 既設構造物とのすりつけがよい。
□ □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ □ きめ細やかな施工がなされている。

共通→→必須項目
■ □ 全体的な美観が良い。

○ 法面工事
□ □ 通りが良い。
□ □ 植生、吹付等の状態が均一である。
□ □ 端部処理が良い。

○ 植栽工事
□ □ 樹木の活着状況が良い。
□ □ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
□ □ 支柱の取り付けが堅固である。

別紙－３④１　**（検査職員）**

考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	b	c	d	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評価に該当しない。	□　劣っている。	
	【解体工事】	□ □ （工事記録から）近隣住民との調整や環境への配慮が十分なされている。 □ □ （工事記録から）分別解体が手順良く的確に行われている。 □ □ （工事記録から）解体物の積載方法や搬出時間、時期が適切である。 □ □ 周辺道路や既存工作物の破損修復や清掃が行き届いている。 □ □ 解体後の整地や現地保全が行き届いている。			●判断基準 該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d	
	【下水道工事】 （開削・推進・シールド工）	□ □ 構造物の通りが良い。 □ □ 内空面に補修の箇所がない。 □ □ 内空面にクラック、傷がない。 □ □ 漏水がない。 □ □ マンホールの鉄蓋において、ガタツキがなく、天端仕上げ処理（高さ、勾配）が良い。 □ □ 路面復旧(含. 仮復旧舗装)において、路面の沈下や不陸がなく平坦性を確保されている。 □ □ 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当７項目以上・・・・a 該当６項目・・・・・・b 該当５項目・・・・・・c 該当４項目以下・・・・d	
	【管路工事】 （水道工事）	□ □ 管理設位置が適正である。 □ □ 管の接合状況が良い。 □ □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ □ 埋戻し及び路面復旧の状態が良い。 □ □ 小構造物にも細心の注意が払われている。			●判断基準 該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d	
	【建築工事】	□ □ きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ □ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 □ □ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 □ □ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 □ □ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 □ □ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 □ □ 保全に配慮した施工がなされている。			●判断基準 該当６項目以上・・・・a 該当５項目・・・・・・b 該当４項目・・・・・・c 該当３項目以下・・・・d	
	【建築工事】 （電気設備・受変電設備）	□ □ きめ細やかな施工がなされている。 □ □ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 □ □ 機器又はシステムとして、運転状態にが正常であり、性能が優れている。 □ □ 環境負荷低減への対策が優れている。 □ □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。			●判断基準 該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d	
	【建築工事】 （暖冷房衛生設備・機械設備）	□ □ きめ細やかな施工がなされている。 □ □ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 □ □ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 □ □ 環境負荷低減への対策が優れている。 □ □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。			●判断基準 該当４項目以上・・・・a 該当３項目・・・・・・b 該当２項目・・・・・・c 該当１項目以下・・・・d	
	上記工種以外の工事	**該当工種がない場合は、以降の項目表（別紙－３④２）より選定し評価する** 「評価対象項目」 □ □ 理由：（　　） □ □ 理由：（　　） □ □ 理由：（　　） □ □ 理由：（　　） □ □ 理由：（　　） □ □ 理由：（　　） □ □ 理由：（　　） □ □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当○○項目以上・・・・a 該当○○項目・・・・・・b 該当○○項目・・・・・・c 該当○○項目以下・・・・d	

別紙－３④２　**（検査職員）**

該当工種のない工事の項目表

護岸・根固・水制工事
① 通りが良い。
② 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。
③ 天端及び端部の仕上げが良い。
④ 既設構造物とのすりつけが良い。

鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）
① 表面に補修箇所が無い。
② 部材表面に傷及び錆が無い。
③ 溶接に均一性がある。
④ 塗装に均一性がある。

地すべり防止工事
① 地山との取り合いが良い。
② 天端、端部の仕上げが良い。
③ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。

基礎工事(地盤改良等を含む)
① 土工関係の仕上げが良い。
② 通りが良い。
③ 端部及び天端の仕上げが良い。
④ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。

コンクリート橋上部工事
① コンクリート構造物の表面状態が良い。
② コンクリート構造物の通りが良い。
③ 天端及び端部の仕上げが良い。
④ 支承部の仕上げが良い。
⑤ クラックが無い。

塗装工事（工場塗装を除く）
① 塗装の均一性が良い。
② 細部まできめ細かな施工がされている。
③ 補修箇所が無い。
④ ケレンの施工状況が良好である。

電線共同溝工事
① 歩道及び車道の舗装(含､仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。
② ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。
③ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。

維持修繕工事
① 小構造物等にも注意が払われている。
② きめ細かな施工がなされている。
③ 既設構造物とのすりつけが良い。

機械設備工事
① 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い
② きめ細かな施工がなされている。
③ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。
④ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。

電気設備工事
① きめ細やかな施工がなされている。
② 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
③ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。
④ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
⑤ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。

通信設備工事・受変電設備工事
① 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。
② 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
③ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。
④ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。
⑤ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。

予防柵等工事(雪崩防止柵等)
① 通りが良い。
② 端部処理が良い。
③ 材部表面に傷、錆がない。
④ 既成構造物等とのすりつけが良い。

区画整理工事
① ほ場面の凹凸が少なく、指定された勾配、均平度となっている。
② ほ場の隅角部の施工がきめ細やかに施工されている。
③ のり面整形が良好である。
④ 畦畔の通りが良く凹凸がない。
⑤ 小構造物等にきめ細やかな施工がされている。

暗渠排水工事
① 吸水渠及び排水渠等の通りが良い。
② 田面の復旧の状態が良い。
③ 畦畔及び排水路工畦畔の復旧の状態が良い。
④ 排水路の接続にきめ細やかな施工がされている。
⑤ 管の埋設位置が適正である。
⑥ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。

客土工事
① ほ場面の平坦性が良い。
② 搬入した客土をほ場内に概ね均等に分散している。
③ ほ場隅角部の施工がきめ細やかに施工されている。
④ 土取り場は土砂の流失等後始末が問題なく良好である。また、周辺道路への土の持ち出しや破損がない。

畑地かんがい工事
① 接合状況が良い。
② 管内外面に補修痕等がない。
③ 小構造物にも細心の注意が払われている。
④ 管の埋設位置が適正である。
⑤ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。

水管橋工事
① 表面に傷、錆、補修箇所がない。
② 溶接、塗装の均一性が良い。
③ のり面、管の通りが良い。
④ コンクリート構造物の通りが良い。
⑤ コンクリート構造物の肌が良い。

ため池工事
① 土工の仕上げが良い。
② 土工の通りが良い。
③ 波除ブロック等の施工状況が良好である。
④ コンクリート構造物の肌が良い。
⑤ コンクリート構造物の通りが良い。
⑥ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
⑦ 施設の通りが良い。
⑧ 漏水がない。

山腹緑化工事
① 施工地内ののり面と地山の擦り付けが適切である。
② 丸太土留工、柵工、筋工等の木製構造物は、組み立て及びかみ合わせが端部まで適切に施工され、背面の盛立て状態も適切で
③ 丸太土留工、柵工、筋工等の木製構造物は、構造物の配置間隔が適切に行われており、斜面の中で、調和がとれている。
④ 水路工、暗きょ工は、集水、排水に留意した施工が行われており、勾配が適切である。
⑤ 伏工は、法面との密着状態、止釘等の配置及び打込み状態、伏工材料の重ね合わせ状態等が適切できれいである。
⑥ 植栽木又は種子等の活着状態がよく、きれいに仕上がっている。
⑦ 緑化吹付工(植生基材吹付工、客土吹付工、種子吹付工）は、法面工事の項目に準じて施工されている。
⑧ 全体的な美観が良い。

鋼製枠工等の鋼構造物
① 構造物の損傷がない。損傷があった場合は補修がされており、仕上がり具合が満足される。
② 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
③ 構造物と地山とのすりつけが良い。
④ 部材の取り付け、中詰材の詰め方にきめ細やかな施工がなされている。

標識工事
① 設置位置に配慮がある。
② 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。
③ 標識板の支柱に変色が無い。
④ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。